

練馬区告示第437号

練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号。以下「条例」という。）第7条の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）または条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）をつぎのように延長する。

令和8年8月24日

練馬区長 吉 田 健 一

特別区税の納税者等のうち住所または居所の所在地（特別徴収義務者にあつては本店または主たる事務所等の所在地）が、つぎの表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該特別区税の納期限等が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その納期限等を別に練馬区告示で定める日まで延長する。

指定地域	
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町